

SMILE

★今月も笑顔（スマイル）でスタート！～



1月号 Vol.13

今月の SMILE

上海の新年イベント

新年明けましておめでとうございます！

本年も弊社マイト及び月刊誌スマイルを宜しくお願ひ申し上げます！！
時間が経つのは早いものですね。あっという間に **2015** 年が終わり、**2016** 年がやってきました。皆様は元旦を、どう過ごされましたか？どんな新年イベントに参加されましたか？

上海の新年イベントとして人気があるのは、東方明珠テレビタワー元旦クライミング、龍華寺での新春を迎える除夜の鐘突き、外灘のライティングショー等、いくつがあります。

そこで今回は、上海で今一番人気の東方明珠テレビタワークライミングイベントをご紹介します。浦東にそびえる上海のシンボルである東方明珠テレビタワーは、毎日、中国国内や海外から、たくさんの観光客が訪れています。この東方明珠テレビタワーでは、毎年、元旦にクライミングイベントが開催されています。このイベントは、東方明珠の広場から **259** メートルの展望台まで上がる垂直マラソン大会です。

新年に高い場所に登るのは、中国ならではの縁起の良いイベントで、「高い場所に登る」のは上昇するという「験かつぎ」です。東方明珠タワーの元旦クライミングイベントは、「新しい年に一步一步向上していく」というおめでたい意味が込められており、上海市民の暮らしを楽しむ心や、健康に対する関心がよく表れていると思います。

垂直マラソンの利点は、必死に頑張っただけで階段を登って、やっと頂上に辿り着いたような達成感にあることです。エレベータに乗れば、あっという間に何百メートルといった高さに到達することができますが、自らの足で一步一步頂上まで登れば、タワーの最上階から見下ろす景色も格別だと思います。何か富士山のご来光みたいですね。

チームで参加して仲間達と苦しみや楽しみを分かち合うのもよし、個人で参加して、新たな人達との出会いを期待するのもよし、健康増進のためにもよし、自分の限界に挑戦するのもよし、結果如何に関わらず、ゴールまでの過程を楽しむことができます。ちなみに今年の垂直マラソンには、約 **1,000** 人の方が参加されたようです。

当日は、天気も快晴で、さぞや頂上からの景色もすばらしかったでしょうね。

それでは、今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！



マクロ経済情報

中国 2015 年 11 月 CPI、前年比上昇率 1.5%に拡大、45 カ月連続PPI低下

国家統計局が 2015 年 12 月 9 日に発表した 2015 年 11 月の消費者物価指数(CPI)は、2014 年同月比 1.5%上昇となり、上昇率は前月の 1.3%からやや拡大した。前月比でみると、CPIは横ばい。10 月は 0.3%低下だった。CPIの伸び率は前月から加速したものの、政府が 2015 年の目標とする 3%には程遠く、中国が日本型のデフレに陥るのではないかと懸念が強まっている。

統計局によると、生産者物価指数(PPI)は前年同月比 5.9%低下した。低下幅は前月と同水準だったほか、市場予想とも一致した。マイナスは 45 カ月連続となった。

2015 年 11 月の中国貿易総額 7.6%減 9 カ月連続マイナス

税関総署は 2015 年 12 月 8 日に、輸出と輸入を合わせた 2015 年 11 月の貿易総額がドルベースで 2014 年同月比 7.6%減だったと発表した。輸出は 6.8%減、輸入は 8.7%減だった。貿易総額のマイナスは 9 カ月連続。内需と外需がともに振るわない状況が続いている。ただ、貿易総額の減少率は 10 月の 12.2%から縮小した。輸出はほぼ同じ水準の落ち込みが続いたが、2014 年 11 月に原油などの資源価格が大きく下落し、2015 年 10 月に比べて輸入の減少率が小さくなったことが要因である。

2015 年 1~11 月累計の貿易総額は前年同期比 8.5%減となった。因みに、政府目標は年間で 6%増としている。

法務情報

市場参入ネガティブリスト制度について

2015 年 10 月 2 日、国務院は「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する国務院の意見」(以下、「意見」という)を公布し、2015 年 12 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで、一部の地域で市場参入ネガティブリスト制度を仮施行し、2018 年から正式的に、全国統一の市場参入ネガティブリスト制度が施行されます。

「意見」の第一条第一項によると、市場参入ネガティブリスト制度とは、国務院がリスト形式で、中国国内における投資・経営が禁止または制限される業種、領域、業務等を明確に列挙し、各政府部門は、法に従い相応の管理措置を採るという一連の制度を指します。市場参入ネガティブリスト以外の業種、領域、業務等については、各市場主体は、法に基づき平等に参入できることとなります。

「意見」第二条第二項に基づき、市場参入ネガティブリストでは、参入禁止類と参入制限類に分けられます。参入禁止事項に対しては、市場主体は、参入してはなりません。行政機関は、審査批准、許可してはならず、関連する手続を執り行ってはなりません。参入制限事項に対しては、市場主体が申請し、行政機関が法律法規に従い、その参入を許可するか否かを決定するか、または、市場主体が政府の規定した参入条件と参入方法を満たした場合に参入できます。

また、市場参入ネガティブリストの適用対象について、「意見」第二条第八項によると、ネガティブリストは、市場参入ネガティブリストと外商投資ネガティブリストに分けられます。市場参入ネガティブリストは、中国国内と国外投資者の両方に適用する共通の管理規定であり、外商投資ネガティブリストは、国外投資者の中国における投資経営行為に適用されます。

現在、上海、広東、天津、福建の 4 つの自由貿易区の外資企業には、既に「外商投資産業指導目録」の適用が終了し、市場参入ネガティブリストが適用されていますが、自由貿易区以外の外資企業には、依然として「外商投資産業指導目録」が適用され、案件ごとの許認可制度が適用されています。但し、2015 年 1 月 19 日に商務部が公布した「中華人民共和国外国投資法」(パブリックコメント)に基づき、中国は統一的な外国投資参入制度を実施し、外国投資を禁止もしくは制限する領域に対しては特別管理措置目録(即ち、市場参入ネガティブリスト制度)に基づき管理すると定めています。当該法律が実施された後、「意見」における実施計画表に合わせて、モデル地域から始まり、段階的に中国全土までネガティブリスト制度が実施される見込みです。実施後は、ネガティブリストの対象となっていない外資企業を設立する際には、参入許認可を申請する必要がなく、案件ごとの許認可審査も行われないこととなります。

2016年1月1日から電子会計書類だけの作成と保存も可能となります

2015年12月11日付けで、財政部より『会計書類管理弁法』【中華人民共和国国家档案局令79号】が公布されました。それによると、今までに、会計書類を紙によって保存しなければならないところを電子ファイル形式の保存に変えることが可能になりました。当該規則は、今年1月1日から実施されます。

電子会計書類の作成と保存条件

『会計書類管理弁法』第八条

同時に下記条件を満たし、企業内部で形成したファイリング範囲に帰属する電子会計資料を電子形式のみ保存、電子会計書類を作ることができる。

- (1) 形成された電子会計資料は真実、且つ、有効であることに基づくものであり、コンピューターなどの電子設備より形成と伝送される。
- (2) 使用の会計処理システムは、正確に完備され、有効に会計資料を受け入れ、読み取れること。国家基準に適合するフォーマットの会計証憑、会計帳簿、財務諸表等の会計資料を出力ができ、取扱、審査、承認などの必要なチェック機能と手順が設定されていること。
- (3) 使用した電子ファイル管理システムは、有効的に受入、管理、電子ファイルを利用することができ、電子ファイルの長期保管の要求に適合し、電子会計書類と関連のその他紙製会計書類の検索関係を築いていること。
- (4) 有効な措置を講じられており、電子会計書類の改ざんを防止することができること。
- (5) 電子会計書類のバックアップ制度を築き、自然災害、不慮の事故、人為的破壊の影響も有効に防犯できること。
- (6) 形成される電子会計資料とは、永久保存価値や他の重要な保存価値の会計書類を指す。

改正後の会計書類保存年限一覧表は次の通りです。

目次	文書名	保存年限	注
一	会計伝票		
1	原始伝票	30年	
2	記帳伝票	30年	
二	会計帳簿		
3	総勘定元帳	30年	
4	仕訳帳	30年	
5	日記帳	30年	
6	固定資産カード		固定資産廃棄後5年
7	その他補助的な帳簿	30年	
三	財務報告書		
8	月次決算、四半期決算、半期財務諸表	10年	
9	年度財務諸表	永久	
四	その他の会計資料		
10	銀行勘定照合表	10年	
11	銀行残高証明書	10年	
12	納税申告書	10年	
13	会計書類移管台帳	30年	
14	会計書類保管台帳	永久	
15	会計書類廃棄台帳	永久	
16	会計書類鑑定意見書	永久	

就業規則の有効性を確保するための3つの要件

今月号は、労務の基本をもう1度振り返るということで、就業規則にスポットをあてました。就業規則の有効性を確保するための要件が、「労働争議案件の審理への法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」の中で定められていますので紹介します。

1. 適法性と合理性

会社の就業規則は、法に則り制定する必要があります。労働基準、労働保護、労働条件、労働報酬及び其の他福祉待遇に関する諸規定で定められた最低条件を下回ることがないようにしてください。また法律法規に強行規範がない場合には、会社は、就業規則に自主的に規定を制定することができますが、その合理性および権利と義務の一致性を確保してください、すなわち、労働者の義務を重くしたり、会社の義務を軽減することながいようお願いいたします。

2. 制定手続き上の適法性

上述の通り、会社は、就業規則を制定するにあたって、(1)従業員代表大会又は従業員大会での検討を経て、意見を聴取します。(2)(1)の後、聴取結果を参考にして草案を修正します。(3)労働組合又は従業員代表と平等に協議した草案を就業規則として決定します。

3. 公示

会社が制定した就業規則は、公示されなければ効力が生じません。通常、下記の方法が公示の手段として用いられています。

- (1) 従業員手帳の配布⇒就業規則を従業員手帳にして、従業員に配る。従業員が受領し且つ閲覧した後、従業員に確認書に署名をしてもらいます。
- (2) 会議での説明⇒会議を通じて従業員に就業規則を説明し、会議記録を作成する。会議が終了した後、従業員には会議記録に署名をもらいます。
- (3) 労働契約での約定⇒就業規則を労働契約の添付文書にして、労働契約を締結する際に、従業員が閲覧した後、就業規則にも署名をもらいます。
- (4) 公告⇒就業規則を提示版に貼り付け、公告の現場の写真を撮影し、証拠として残します。

実際の裁判の例でも、就業規則に懲戒解雇の基準を記載していたにも拘らず、就業規則を有効となるための上記の要件が欠けていたため、裁判で懲戒解雇が認められなかったケースもあります。もう一度、御社が上記の要件を満たす手続きを行ってきたかを確認することをお勧めします。

情報提供: 君澤君法律事務所

SMILE 経営塾

『M&A サミット 2015』伊藤元重教授へのインタビュー

弊社の提携先である税理士法人コーポレート・アドバイザーズさんが、2015年10月23日(金)に『M&A サミット 2015』を東京で開催しました。その中で代表の中村さんが、東京大学大学院経済学研究科 伊藤元重教授にインタビューを行っています。今月号はその一部をご紹介します。

『中国経済は危機に発展するのか?』

中村: 企業経営者はやはり目先の景気がどうしても気になるものです。

日本経済は、アベノミクス、そして東京オリンピックの開催と続いており、企業経営者の多くは、たとえ消費増税が2017年に行われたとしても2020年までは、今の「まずまず好景気」を維持できるのではないかと考えている方が大多数かと思います。それを維持している要因の一つに「インバウンド需要」というものがあり、その代表が中国になるかと思いますが、中国の景気はどのように考えていらっしゃいますか?

伊藤教授:「経済危機というのは、来る、来る、と言われていてもなかなか来ない」

マサチューツ工科大学の故ルディ・ドーンブッシュ教授は、**10** 年程前にこのような名言を残し、学者の間ではこれを語り継いでいます。しかし、本当に経済危機に陥ると、あっという間に広がります。たとえば、米国サブプライム問題のとき、**2005、06** 年頃から「大変な問題が起きている」と一部では囁かれ始めていました。**2007** 年に入り、景気は低迷しているものの、それほど表面化しなかったため、何となく皆、安心していましたが、**2008** 年 **9** 月に、リーマン・ブラザーズの経営破綻を契機として、一気にサブプライム問題が発生し、世界的な信用収縮に発展しました。

経済学者は、「よい均衡(**Good Equilibrium**)」と「悪い均衡(**Bad Equilibrium**)」があると表現しています。普段は「よい均衡」の中で経済活動が進んでいるものの、何かの契機があると「悪い均衡」に陥ってしまうことがあります。

現在、中国では、株価や不動産価値が下落していますが、これは高すぎる値が調整されている段階にあり、「よい均衡」といえます。つまり、現在の中国経済は調整局面にあるため、一気に世界恐慌の引き金に発展することはないということです。

中国は、強い中国(**Strong China**) と弱い中国(**Weak China**) の側面を併せ持ちます。鉄鋼、インフラ、住宅関連は、ひどい状態です。一方、インターネット関連企業などは大変好調のようです。これからは、**IT** 関連やサービス分野、また医療分野は可能性のある分野だと認識しています。

また、米国経済は中国経済の **2** 倍の規模ですので、依然として重要です。現在、利上げを検討しており、とてもいい状態です。

インバウンド需要にとって本当に重要なのは、中国経済の成長ではなくて中間所得層が増えていることです。彼らが循環し始めればインバウンドの需要が増えます。また、中国の爆買いの印象は大きいのですが、タイやインドネシアの需要も増えています。企業経営の観点からみると、それらを伸ばしていけるようなビジネスモデルをどう作っていくのか、が重要になってくると思います。

『東京五輪後の日本経済はどうなる』

中村: **2010** 年前後から国債暴落、財政破綻という言葉をよく耳にするようになりました。日本は多額の国債発行により借金を背負っています。現在は歴史的な低金利ですが、将来、金利が上昇し、国債価格が暴落するということはあり得ることなのでしょうか?日本には個人金融資産、あるいは対外債権が膨大にあり、まったく問題ない、という方もいれば、**2020** 年の東京オリンピック後には景気が腰折れし、必ず日本の財政が破綻する、という論者も数多く存在するように思えます。先生のご見解をぜひお聞かせください。

伊藤教授: 日本の財政問題については、足元のフローの財政収支の問題と、長期的なストックの借金の問題を分けて考える必要があります。リーマンショック後、デフレ状態の日本は、物価は下がり、税収はどんどん下がる一方で、歳出はなかなか減らない状況が続きました。特に社会保障費の負担は増え続けていました。ところが、安部内閣の発足以来、税収は約 **25%**も上昇し、財政赤字は早いペースで縮小しています。

なお、日本の財政については **3** つの大きな問題があり、やや難しい部分ですが重要ですので説明します。

- ① 過去からの財政赤字の結果、日本の債務は **1000** 兆円 (門前の虎)
- ② 現在の **30** 兆円の財政赤字 (当面の出血)
- ③ 今後、膨らむ医療費 (後門の狼)

現在、**65** 歳の方は、**10** 年後には **75** 歳となります。**75** 歳を過ぎたあたりから医療費がかかるようになるため、団塊の世代の方々の医療費が財政を圧迫し、さらに **20** 年後には介護の問題もより深刻なものになるでしょう。ですから、本当に大変なのは **10** 年後、**20** 年後でしょう。

財政再建のステップは、まず当面の赤字を解消することでしょう。そのため、**2020** 年までのプライマリーバランスの財政収支を黒字にして、さらにその先で財政収支の黒字までもっていく。そのためには、歳出を抑制しながら、税収を拡大させることが必要となります。デフレを脱して景気拡大が続くことも必要ですが、**2020** 年以降には消費税をさらに上げる可能性も検討する必要があるかもしれません。高齢化にともなう医療費などの増大への対応には時間がかかります。**2025** 年をターゲットに、現在から医療や介護の改革を着実に実行する必要があるでしょう。もっとも時間がかかるのは **GDP** 比で **200%**を超える公的債務の存在です。財政黒字でこれを縮小していくのは困難かもしれません。ただ、穏やかな物価上昇でそれを補うことは可能です。たとえば、財政収支の赤字は解消しても、それよりも踏み込んで黒字までもっていくことは難しいとしてみましょう。その場合には **1000** 兆円を超える債務は縮小しませ

ん。

ただ、もし経済成長と穏やかなインフレで名目 **GDP** が **3%**で成長を続ければ、**30** 年後には **GDP** はおおよそ **2.45** 倍になり、債務の **GDP** 比も **85%**程度に縮小します。**30** 年というと非常に長い期間のようですが、現在の膨大な公的債務も **1990** 年のバブル崩壊から **25** 年もかけて積み上げたものです。その解消に同じくらいの時間が必要と覚悟を決める必要があります。

中村: 東京五輪後も財政改革を続けていけば、日本経済の未来は明るいということだと思います。伊藤教授、本日は大変わかりやすいお話ありがとうございました。

(情報提供: 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ)



特別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道! 中国駐在について語る!

第12回 : 【危機】の意味・・・日中解釈の違い?!

上海のコンサルタント会社での「経営支援事業」として訪問していた日系企業での幹部研修会でのこと。私は、講師として、訪問先企業の幹部を集め、「経営の危機時の対応」をテーマに、話していました。「会社が、危機(危ない)の時こそ、あなたたち幹部が、“危機をチャンスと捉える”くらいの思考や積極的な姿勢がほしいものです。」・・・と力説していたのです。

ところが、中国人の幹部曰く、「わざわざそんなこと説明しなくとも、『危機』の言葉そのものに、“危(ウエイ)＝危ない”と“機(チイ)＝チャンス”の意味が含まれている」・・・というのです。

なるほど、言われればその通りですね。さすが、漢字の母国での解釈は、“素晴らしい!”・・・と感心しました。そこで、感心しているだけでは、コンサルタントの名が廃る・・・というわけでもないのですが、私はこう付け加えました。

“では、会社の厳しい現況下で、幹部の皆さんは、今こそ何らかの“行動”を起こさなければなりません! つまり、「危」と「機」の間に「行動」という字を入れるべきではありませんか!!”・・・と。

この耳慣れない新しい言葉＝「危(行動)機」＝「ウエイ・(シン・トン)・チイ」は、幹部の皆さんと一緒に「創造した言葉」であり、毎朝の朝礼での『合言葉』として全社員で合唱することになり、その過程で、改善に向かう幹部に一体感が生まれ、さらには、毎朝の《全社・3S・30分運動》に、うまく展開することができたのです。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座 2807

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com